

公立大学法人長野大学 新棟 10 号館実験機器 入札仕様書

1. 一般事項

- (1) 件 名 公立大学法人長野大学 新棟 10 号館実験機器
- (2) 設置場所 〒386-1211 長野県上田市下之郷658-1 長野大学10号館指定場所
- (3) 発注者名 公立大学法人長野大学

2. 工期および納入期限

- (1) 契約締結 2026年10月上旬（予定）
- (2) 納入期限 2027年2月1日（月曜日）

2. 入札用設計図書等

(1) 入札用設計図面等資料

- 別紙1 新棟10号館実験機器_リスト 1部
- 別紙2 新棟10号館実験機器_アイテム資料 1部

(2) 入札要項書 1 部

- 資料① 入札要項（本書/PDFデータ）
- 資料② 質問回答書用紙(EXCELデータ）
- 資料③ 質問回答書（追って交付）
- 資料④ 追加変更指示書（指示がある場合は追って交付）
- 資料⑤ 入札入力指定フォーム（EXCELデータ）

3. 現場説明

説明会は行わない。入札用資料一式は長野大学ホームページ（<https://www.nagano.ac.jp/>）に掲載する。

資料配布日：2026年9月1日(火)

4. 質問回答

- (1) すべて書面をもって行う。口頭又は電話による質問は受理しない。
- (2) 所定の用紙を用い、質問には通し番号をつける。用紙の所定の欄には入札者名（会社名及び代表者名）を記入押印する。質問がない場合も、その旨を質問回答書質問欄に明示して提出する。
- (3) 質問書提出、回答書交付は、次による。

a) 質問書

提出方法 電子メール
提出日時 2026年9月8日（火曜日）午前0時00 分までに到着
提出先 長野大学 総務企画グループ総務・人事・施設担当
担当 菊池、岩崎、西澤
E-Mail hojinunei@nagano.ac.jp

b) 回答書

交付方法 長野大学ホームページ（<https://www.nagano.ac.jp/>）に掲載する。
交付日時 2026年9月15日（火曜日）午後 5 時00 分

交付者 長野大学 総務企画グループ総務・人事・施設担当
担当 菊池、岩崎、西澤
E-Mail hojinune@nagano.ac.jp

なお、回答書交付に際しては、回答書内容及び追加変更指示書等の情報提示を行うため、入札参加者の質問の有無にかかわらず交付する。

5. 納入物品に求める要件

- (1) 仕様は 資料1 実験機器リスト、資料2 アイテム資料に示すとおりとする。
- (2) 品名・品番・数量は各資料に示すとおりとし、例示品以外は原則認めない。
- (3) 納入する機器本体および周辺機器の取扱説明書等は日本語のものであること。
- (4) 納入物品はすべて新品であること。
- (5) 納入物品ごとの単価を記した契約金額の内訳書を、契約締結時までに提出すること。

6. 納入時の留意事項

- (1) 搬入に際しては、日時、経路等を発注者と調整し、業務の妨げにならないよう注意すること。
- (2) 必要に応じ、他業者（建築、電気、設備、別途備品業者、外構工事業業者等）と工程および作業区分等の現場調整を行うこと。
- (3) 搬入に際し、校舎や設備等に破損や汚損を生じさせないよう細心の注意を払うものとし、万一損害を与えた場合は請負者の負担にて損害前の状態に復歸すること。
- (4) 納入作業に際して出る包装資材等のゴミについては請負者が責任を持って処理すること。
- (5) 納品作業前に発注者が必要とする資料・図面及び工程表を作成し、発注者に提出のうえ十分に打ち合わせを行うこと。
- (6) システムを合理的に動作させるための接続及びその結成に必要な部材は全て見込むこと。システムの接続方法及び各部屋の機器の配置、卓内の機器配置については全て図示し、発注者に確認すること。
- (7) 物品の色調が選定できる場合には、落札後に発注者と打ち合わせを行うこと。
- (8) 付属品がある場合は、それを取り纏め、付属品リストを作成すること。

7. 費用負担

- (1) 物品の運搬、搬入、据付、配線、試運転・調整、耐震対策一式に係る経費を含むものであること。
- (2) 建築工期の延長等に伴い本件工期が延期された場合でも、入札時の単価、掛率を用い、金額の変更は基本的に認めない。

8. サポート体制

- (1) 保守・修理部門の窓口を上田市内に有し、故障や不具合の場合のサービス対応が円滑に行えること。
- (2) 全ての機器のトラブルなどの対応は窓口を設け、その連絡先を明記すること。
- (3) 納入機器にトラブル等が発生した際には、午前中の連絡に対しては当日の午後までに、午後の連絡に対しては翌営業日午前中までに現地にて1次対応を行えること。
- (4) 完成図書として、以下を一つのファイルに編冊して、納入期限日までに提出すること。
 - ・品名、メーカー名、型番、機器製造番号、数量等が明記された納入物品一覧表
 - ・各機器のサポート先、保守内容を明確にした書類
- (5) 納入後1年を保証期間とし、動作不良、性能不良及び故障の場合は、速やかに無償にて交換、修理、調整を行うものとする。
- (6) 保証期間終了後のトラブル発生時においても、遅滞なく対応可能なメンテナンス体制が整備されていること。
- (7) 機器の欠陥等により特に重大な故障が発生した場合には、保証期間終了後であっても発注者と請負者が協議の上、請負者に無償修理を行わせることがある。

9. 検収

- (1) 発注者立会いのもと、機器の機能、接続、調整に不備がないこと、本仕様を満たしていることを確認し、納入の完了とする。
- (2) 完了による引き渡しにあたっては、次に示す書類、物品あるいはその明細について、必要部数を発注者に引き渡し、その後適正な運用に協力すること。
 - ① 納品書
 - ② 品質保証書
 - ③ 取扱説明書（特殊な手入れ、操作が必要なもの、取扱いに注意が必要なもの等）
 - ④ 自主検査報告書（動作確認記録、搬入時等に生じた建物の補修記録等を含む）
 - ⑤ 担当者名簿（下請け工場、専門業者、機器製造者を含む。）
 - ⑥ その他、資料、予備材料、器具、工具など
 - ⑦ メンテナンス要綱書
 - ⑧ 写真台帳（撮影は、機器設置前・設置後の2種を基本とし、撮影した写真は、台帳にまとめ必要部数を提出すること。）
 - ⑨
- (3) 取扱説明が必要な物品に関しては、発注者と調整の上、取扱説明を実施すること。また複数回に及ぶ場合も誠実に対応すること。
- (4) 備品シールの貼付作業（シール原本は本学より支給。貼付位置・時期は別途指示による）および清掃を行い、検査引渡時にはすぐに使用できる状態とすること。
- (5) 納入物品に契約不適合があるときは、発注者は請負者に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を求め、または修補に代えもしくは修補とともに損害の賠償を求めることができる。契約不適合責任期間は1年間とする。ただし、その契約不適合が故意または重大な過失によって生じたものであるときは1年を5年に延長とする。

10. その他

- (1) 別途発注業者との取り合い・スケジュール調整を行い、互いに業務が効率的に進められるよう努力すること。
- (2) 請負者は搬入に際しての適切な安全対策を講じること。必要に応じて誘導員の配置など、安全を最優先し、作業範囲及びその周辺の安全・労務管理には特に留意し、災害防止・整理整頓・清掃・等万全を期すこと。
- (3) 納入物品等に電気配線、コンセント、スイッチ等を含むものは、所定の床、壁、OAフロア下等の電源とのつなぎ込みは請負者が行い、作業完了後、すみやかに使用可能な状態とすること。
- (4) 電源との接続においては、本学からの指示もしくは必要に応じてモール等で配線の保護を講じること。
- (5) 現場搬入時や作業に伴い発生する残材の処分、清掃は作業終了ごとに済ませ、施設内清掃に支障のないようにすること。
- (6) 停電、火災、漏水等により、建物、設備に対し迷惑をかけないよう万全を期すこと。万一、建物、設備に損害が生じた場合は、請負者において対処し、その費用を受け対応すること。

以上